国の財政運営における不要資産の活用、透明性の向上等に関する法律案（藤巻健史発議）
公職選挙法の一部を改正する法律案（浅田均発議）
政治資金規正法の一部を改正する法律案（浅田均発議）
租税特別措置法の一部を改正する法律案（藤巻健史発議）
政治資金規正法の一部を改正する法律案（藤巻健史発議）
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（藤巻健史発議）

質問主意書提出

十一月二十日議員から次の質問主意書が提出された。
愛宕山用地等の米軍への提供に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第一七号）

質問主意書転送

十一月二十日次の質問主意書を内閣に転送した。
辺野古新基地工事に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第一三号）
米軍ヘリ炎上事故に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第一四号）
沖縄における核兵器貯蔵疑惑に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第一五号）

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
外務大臣河野太郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣を指定する（十一月十八日）

○外務大臣臨時代理解職
国務大臣　菅　義偉
外務大臣河野太郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（十一月二十日）

法務省

難民審査参与員に任命する（十一月二十日）
沼田　寛

最高裁判所

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　武田美和子
横浜地方裁判所判事に補する
横浜地方裁判所川崎支部勤務を命ずる
兼ねて横浜家庭裁判所判事に補する
横浜家庭裁判所川崎支部勤務を命ずる
川崎簡易裁判所判事に補する（十一月十一日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、地方事情を御視察のため、十一月十六日午前九時十二分御出門、鹿児島県へ行幸啓、同月十八日午後六時四十一分還幸啓になった。
天皇皇后両陛下は、十一月十九日午前十時一分御出門、秋季特別展「天皇陛下御製　皇后陛下御歌展」を御覧のため、日本書道美術館（板橋区）へ行幸啓、同十一時三十六分還幸啓になった。

御祝電

天皇皇后両陛下は、英国女王陛下及び王配殿下の御結婚七十周年につき、十一月二十日同国女王陛下及び王配殿下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

移動受信用地上基幹放送（99MHzを超え103.5MHz以下の周波数を使用し、中国・四国広域圏（基幹放送普及計画（昭和63年郵政省告示第660号）第3の1（1）キにおける区域をいう。）を放送対象地域とするものに限る。以下同じ。）の業務の認定申請受付について

移動受信用地上基幹放送の業務の認定について、平成29年11月24日（金）午前8時30分から同年12月25日（月）午後5時15分までの間、中国総合通信局放送部放送課及び四国総合通信局情報通信部放送課において申請の受付を行います。

なお、本件申請の対象セグメント領域及びセグメント数は、次のとおりです。

セグメント領域	セグメント数
3セグメント形式のOFDMフレーム	1／5、2／5、3／5、4／5、1、6／5、7／5、8／5、9／5、2、11／5、12／5、13／5、14／5又は3

注　申請者は、基準セグメント数（放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第61条第3号イに規定する基準セグメント数をいう。）を申請することを妨げない。

郵送の場合は、次の宛先に提出してください。

郵送先：〒730－8795　広島県広島市中区東白島町19－36　中国総合通信局放送部放送課（電話番号082－222－3382）又は〒790－8795　愛媛県松山市宮田町8－5　四国総合通信局情報通信部放送課（電話番号089－936－5037）

詳細については、総務省情報流通行政局地上放送課（電話番号03－5253－5737）にお問い合わせください。

平成29年11月22日　総務省

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

栃木労働局最低賃金公示第5号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、栃木県各種商品小売業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第7号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成29年11月22日

栃木労働局長　白兼　俊貴

第4号中「1時間817円」を「1時間837円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月31日から効力を生ずる。

群馬労働局最低賃金公示第2号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金（平成20年群馬労働局最低賃金公示第2号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成29年11月22日

群馬労働局長　半田　和彦

第4号中「1時間857円」を「1時間876円」に改める。

群馬労働局最低賃金公示第3号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年群馬労働局最低賃金公示第4号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成29年11月22日

群馬労働局長　半田　和彦

第4号中「1時間845円」を「1時間865円」に改める。

群馬労働局最低賃金公示第4号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年群馬労働局最低賃金公示第5号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成29年11月22日

群馬労働局長　半田　和彦

第4号中「1時間846円」を「1時間865円」に改める。

群馬労働局最低賃金公示第5号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金（平成20年群馬労働局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成29年11月22日

群馬労働局長　半田　和彦

第4号中「1時間846円」を「1時間865円」に改める。

富山労働局最低賃金公示第4号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年富山労働局最低賃金公示第7号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成29年11月22日

富山労働局長　山崎　英生

第4号中「1時間786円」を「1時間800円」に改める。